

ごぞんじですか？

※記載金額は全て税込

建設業法の改正（令和6年12月13日、令和7年2月1日施行）
に伴い、**営業所技術者等**（営業所・特定営業所に配置される技術者）
の取り扱いが変わりました。

☆営業所技術者等とは

建設業法上の営業所ごとに常勤して、もっぱら請負契約の適切な契約やその履行の確保のための業務に従事することを要する者のことです。

これまで「専任技術者」と呼称されておりましたが、建設業法の改正により「営業所技術者」及び「特定営業所技術者」に変わりました（本紙では「営業所技術者等」と記載します。）。
建設業許可申請書様式第八号「営業所技術者等証明書」により、許可申請時または変更があった場合に届け出ていただいております。

建設業許可申請書様式第八号「営業所技術者等証明書」により、許可申請時または変更があった場合に届け出ていただいております。

原則的に、営業所に常勤（常にいること）の必要があるため、主任技術者・監理技術者にはなれませんが、例外として、営業所技術者等が所属建設業者（受注者）と直接的かつ恒常的な雇用関係であって、以下のケースを満たす場合であれば、**特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務との兼務が可能**です。

ケース1 現場に専任制が求められる工事

次の①～⑧全てを満たす場合

- ① 営業所技術者等の所属する営業所で契約を締結した工事であること
- ② 請負代金が1億円（建築一式2億円）未満であること
- ③ 営業所と工事現場との間の移動時間が2時間以内であること
- ④ 下請次数が3を超えていないこと。
- ⑤ 連絡員を配置すること（工種によっては経験を有する者の配置が必要）
- ⑥ 工事現場の施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること
- ⑦ 工事現場に定められた事項を記載した計画書を作成し、備え付けること
- ⑧ 営業所技術者等が工事現場以外から現場状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置されており、かつ当該機器を用いた通信を利用できる環境が確保されていること

ケース1または
ケース2による
兼務数は1現場
に限ります。

土木一式工事又は
建築一式工事
の場合は、当該建
設工事の種類に
関する実務経験
を1年以上有す
る者

ケース2 現場に専任制が求められない工事（営業所が近接でない場合）

上記ケース1の①～⑧全てを満たす場合

ケース3 現場に専任制が求められない工事（営業所が近接している場合）

次の①～③全てを満たす場合

- ① 営業所技術者等の所属する営業所で契約を締結した工事であること
- ② 営業所技術者等の職務ができる程度の近接した工事現場であること
- ③ 営業所と常時連絡が取れる状態であること

裏 面 も ご 覧 く だ さ い

発行：千葉県県土整備部建設・不動産業課

◎現場に専任制の求められる工事とは？◎

公共性のある重要な工事(※)で、工事1件の請負金額が4,500万円(建築一式9,000万円)以上の工事は元請、下請に関わらず主任技術者(監理技術者)は工事現場に専任する必要があります。

※公共性のある工事の例

- ・国・地方公共団体等が発注する工事
- ・鉄道・道路・上下水道・電気事業用施設等の公共工作物の工事
- ・学校・デパート・事務所等の多数の人が利用する施設の工事

つまり

個人住宅
を除くほと
んどの工事

！違反すると！

建設業法上の監督処分の対象になります。(指示処分、営業停止処分 等)
また、建設業法処分に合わせて入札参加資格の指名停止措置を行います。

注 意 ～現場代理人～

千葉県では契約後に主任技術者のほかに現場代理人を届け出ている必要がありますが、金額に関わりなく現場代理人にも現場への常駐(現場に常にいること)を求めています。(千葉県の契約書で規定しています。)

ただし、千葉県では4,500万円未満の建設工事の場合、現場代理人の常駐義務の緩和を認められる場合があります。詳しくは、各発注機関にお問い合わせください。

【参 考】

会社名や住所、代表者などが変更したら？

～建設業許可と入札参加資格の手続は違います～

●建設業許可については、変更後30日以内(一部2週間以内)に変更届と必要書類を添え届出を行ってください。(千葉県知事許可の場合は各土木事務所へ。変更事項や必要書類の詳細については「建設業許可の手引き」を参照してください)

●千葉県の入札参加資格については、変更後ただちに入札参加資格申請システムで変更届を作成し、必要な書類を添えて千葉県電子自治体共同運営協議会へ提出してください。

(変更するまでは入札・契約できない項目:「商号又は名称」、「主たる営業所の所在地」、「法人の代表者」「実印」、「使用印」、「指名通知等を受ける事務所に係る事項」及び「契約代理人に係る事項」(所在地、営業所名、営業所代表者氏名))

この入札参加資格の変更届の受理が完了する前に新たな入札や契約締結を行うと指名停止等を受けることもありますので、十分注意してください。

また、電子入札に使用するICカードの変更・再登録も忘れずに行ってください。

※入札参加している市町村にはそれぞれに手続が必要になりますので各自お問い合わせ下さい。

表 面 も ご 覧 く だ さ い